

令和 9 年度 大谷中学校・高等学校 教員採用募集要項

募集教科	英語
募集職種	① 常勤講師 （*専任教諭採用の途あり） ② 非常勤講師
応募資格	中学校・高等学校の当該教科の教員免許状取得者 (令和 9 年 3 月取得見込み者可)
採用時期 勤 務 先	令和 9 年 4 月 1 日より 大谷中学校・高等学校 (〒545-0041 大阪市阿倍野区共立通 2-8-4) 大阪メトロ谷町線阿倍野駅下車徒歩約 8 分
給与・勤務時間等	大谷学園規定による *別紙に概要を記載しています。
応募書類	① 履歴書 (写真要) *常勤講師希望か非常勤講師希望かを明記願います。 *確実に連絡を取ることができる連絡先と可能ならメールアドレスも明記願います。 ② 教員免許状の写しまたは教員免許状取得見込証明書 (更新講習修了証明書等を保有している場合は併せてその写し) ③ 志望動機 (原稿用紙 2 枚程度)
応募方法等	上記応募書類を大谷中学校・高等学校校長まで送付すること *応募書類は返却しませんが、個人情報保護法に準じ適切に処理します。 応募期間：採用者が決定次第応募を終了します。
問合せ先 および 書類送付先	問合せ先：TEL06-6661-8400 教頭 市居まで 送付先：〒545-0041 大阪市阿倍野区共立通 2-8-4 大谷中学校・高等学校 校長 萩原 英治 宛
選考方法 選考日時	書類選考・筆記試験 (専門試験)・面接 ※筆記試験・面接の日時については、後日通知します。

常勤講師 待遇等採用条件について	
採用期日	令和 9 年 4 月 1 日
雇用形態	常勤講師
所属	大谷中学校・高等学校
勤務場所	大谷中学校・高等学校(大阪市阿倍野区共立通 2-8-4)
業務内容	常勤講師の業務
勤務条件	1.勤務時間 月～金 8:20 17:05 (実働 8 時間 00 分)休憩 45 分 土曜日 8:20 13:00 (実働 4 時間 40 分)休憩 0 分 1 年単位の変形労働時間制による 2.時間外労働等業務に必要があるときは休日勤務をさせることがある。 3.休日 毎月第 2 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末-年始、学園の創立記念日、夏期期間 5 日間、指定休日、その他学園が必要と認めた日 ※業務の都合により必要がある場合、上記休日を他の日に振り替えることがある。 4.休暇等 年次有給休暇採用時に年 20 日間付与/就業規則に定める特別休暇
給 与	1.基本給 月額 230,000 円(ア) / 月額 280,000 円(イ) 月額 320,000 円(ウ) / 月額 350,000 円(エ) 2.超勤調整手当 月額 10,200 円(ア) / 月額 12,400 円(イ) 月額 14,200 円(ウ) / 月額 15,500 円(エ) 3.諸手当 通勤手当を給与規程にもとづき支給。 4.支給日 毎月 20 日日本人指定口座振込(金融機関が休業日の場合、その前営業日) 5.期末手当 有 6.退職金 無 7.昇給 有(学校長の推薦による)
雇用期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで(1 年間)
更新の有無	上記雇用期間満了後、学校において特に必要と認めた場合に限り、2 回を限度として雇用契約の更新を行う場合がある。その場合、雇用期間は 2 年を単位とし、令和 14 年 3 月 31 日までの通算最長 5 年までとする。
更新の条件	上記更新は、以下の点を考慮して判断する。 (1)担当教科の授業時間数とクラス編成の状況 (2)本人の勤務状況 (3)本人の勤務態度、業務遂行能力 (4)大谷学園の経営状況 (5)その他
その他	1.社会保険の加入有 日本私立学校振興・共済事業団(健康保険・年金) 2.雇用保険の適用有 3.労災保険の適用有

【常勤講師の待遇ア～エは以下の基準により決定します】

ア.新卒、講師経験 5 年未満、年令 30 歳未満のいずれかに該当する者

イ.講師経験 5 年以上、かつ年令 30 歳以上の 2 つの要件を満たす者

ただし、採用時にアを適用された者で、採用日以降契約更新時点で本学における常勤講師歴を通算して 5 年以上かつ年令 30 歳以上となる場合、更新時からイを適用する。

ウ.イの適用者が契約を更新する際、学校長から勤務成績が良好であり適用申請された場合

エ.イ・ウの適用者が契約を更新する際、学校長から勤務成績が特に顕著であり適用申請された場合。

※上記ア、イにおける「講師」とは、学校教育法第 1 条校における教員・教諭・講師・非常勤講師を対象とし、各種専門学校・学習塾・進学予備校等における講師を対象外とする。

非常勤講師 待遇等採用条件について	
採用期日	令和 9 年 4 月 1 日
職種	非常勤講師
所属	大谷中学校・高等学校
勤務場所	大谷中学校・高等学校(大阪市阿倍野区共立通 2-8-4)
勤務条件	1.勤務時間別途指定する時間割によります。 2.休日日曜日および授業を担当しない曜日 3.休暇等年次有給休暇(週当たりの出勤日数に応じて比例付与) 就業規則に定める特別休暇
給与	1.基本給担当授業週 1 時間あたり月額 13,000 円 2.通勤手当規程に基づき支給します(上限月額 50,000 円) 3.研修手当規程に基づき支給します。 (令和 8 年度実績担当授業週 12 時間以上月額 1,250 円 週 11 時間以下月額 750 円) 4.支給日毎月 20 日本人指定口座振込(当日が金融機関の休業日の場合、前営業日) 5.期末手当 有 6.昇給 無 7.退職金 無
雇用期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで(1 年間)
更新の有無	上記雇用期間満了後、学園との合意に基づき 1 年を単位として契約を更新する場合があります。
更新の基準	上記更新は、以下の基準を考慮して判断します。 (1)担当教科の授業時間数とクラス編成の状況 (2)本人の勤務状況 (3)本人の勤務態度、業務遂行能力 (4)大谷学園の経営状況 (5)その他
その他	1.社会保険の加入基準を満たす方に限り「日本私立学校振興・共済事業団」加入以下の各号のいずれかに該当する場合、本人の申出に基づき加入。 (1)契約期間を通じて週 4 日以上出勤し、担当授業時間数が 12 時間以上であること。 (2)加入者のうちで、担当授業時間数が上記時間数より減少した場合、週 3 日以上出勤し、週 10 時間以上の授業時間数があれば継続加入を認める。 ただし、2 年連続で持ち時間数が 12 時間未満である場合は加入資格を取り消す。 2.雇用保険の適用対象外 3.労災保険の適用有り

年収モデル 授業担当週 12 時間の場合 2,043 千円 (見込)